

議案第17号

小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月4日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。